

令和3年度の定期報告について

定期報告とは…

建築基準法では、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければなりません（第8条第1項）。さらに、政令に定められた建築物（下記、対象建築物）の所有者・管理者は、定期（下記、報告時期）に、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（裏面、提出先）に報告しなければなりません（第12条第1項）。

近年、ホテルや福祉施設等の建築物で火災による死亡事故が発生し、この中には建築物の安全性確保のために重要な日常の維持保全や、定期的な調査等が適切に行われていなかったことが事故の一因と見られるものがありました。また、高齢者、障害者の方等が就寝する機能を有する「就寝用福祉施設」については、避難に時間を要すると考えられることから、定期報告の対象となっています。

また、「防火設備」が適切に作動、閉鎖しなかった事により多数の死者が出た火災事故を鑑み、定期報告が必要な建築物や小規模な病院、診療所、就寝用福祉施設に設置されている防火シャッター等の「防火設備」について、「毎年」報告していただくことになっています。

令和3年度の定期報告の対象建築物と報告時期

報告が必要な建築物の用途（※1）	報告が必要な建築物の規模等（※2） ①～③のいずれかに該当するもの	建築物の 定期報告の時期
劇場、映画館又は演芸場	①地階 > 100 m ² 又は3階以上 > 100 m ² ②客席部分の床面積 ≥ 200 m ² ③主階が1階にないもの	10月1日～11月30日
観覧場（屋外観覧場を除く。）、 公会堂又は集会場	①地階 > 100 m ² 又は3階以上 > 100 m ² ②客席部分の床面積 ≥ 200 m ²	10月1日～11月30日
病院、診療所（患者の収容施設があるものに 限る。）、就寝用福祉施設（サービス付き高齢者向 け住宅、障害者グループホーム、児童福祉施設 等）	①地階 > 100 m ² 又は3階以上 > 100 m ² ②2階部分の床面積 ≥ 300 m ²	6月1日～7月31日
旅館又はホテル	①地階 > 100 m ² 又は3階以上 > 100 m ² ②2階部分の床面積 ≥ 300 m ²	対象外 次回(令和4年10月1日～ 11月30日予定)
博物館、美術館、図書館、体育館（学校に附属 するものを除く）、ボーリング場、スキー場、 スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	①3階以上 > 100 m ² ②床面積 ≥ 2,000 m ²	対象外 次回(令和5年6月1日～ 7月31日)
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は 物品販売業を営む店舗	①地階 > 100 m ² 又は3階以上 > 100 m ² ②2階部分の床面積 ≥ 500 m ² ③床面積 ≥ 3,000 m ²	6月1日～7月31日

※1 複数の用途がある建築物の場合、報告が必要な建築物の床面積は、それぞれの用途の部分の床面積となります。

※2 避難階のみに報告が必要な建築物の用途がある場合には、定期報告の提出は必要ありません。

定期的な調査（検査）の資格を有する者について

建築物や防火設備の定期的な調査（検査）は、専門技術を有する資格者が行う必要があります。

【建築物の調査を行うことができる資格者】

・「一級建築士」、「二級建築士」又は「特定建築物調査員」

【防火設備の検査を行うことができる資格者】

・「一級建築士」、「二級建築士」又は「防火設備検査員」

防火設備報告時期について

令和2年度から防火設備の報告時期が変更されていますのでご注意ください。

定期報告の提出先

『定期報告』についての「提出先」及び「お問い合わせ」は、以下のとおりです。必ず、建築物の所在地を管轄する【土木事務所】又は【市役所】に提出してください。

『定期報告』が提出された建築物や建築設備には、「定期報告済証」が交付されますので、建築物の入口付近等の見やすい場所に掲示してください。

定期報告の対象建築物が建築されている地域

渋川市 榛東村 吉岡町 玉村町

[提出先] 前橋土木事務所 建築係
電話 027-234-4215 (直通)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

前橋市

[提出先] 前橋市役所 建築指導課
電話 027-898-6752 (直通)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

藤岡市 富岡市 安中市
上野村 神流町 下仁田町 南牧村 甘楽町

[提出先] 高崎土木事務所 建築係
電話 027-322-4300 (直通)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

高崎市

[提出先] 高崎市役所 建築指導課
電話 027-321-1271 (直通)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

中之条町 長野原町 嬭恋村
草津町 高山村 東吾妻町

[提出先] 中之条土木事務所 建築係
電話 0279-75-3047 (代表)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

桐生市

[提出先] 桐生市役所 建築指導課
電話 0277-46-1111 (代表)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

沼田市 みなかみ町
片品村 川場村 昭和村

[提出先] 沼田土木事務所 建築係
電話 0278-24-5511 (代表)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

伊勢崎市

[提出先] 伊勢崎市役所 建築指導課
電話 0270-24-5111 (代表)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

みどり市 板倉町 明和町
千代田町 大泉町 邑楽町

[提出先] 太田土木事務所 建築係
電話 0276-32-2937 (直通)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

太田市

[提出先] 太田市役所 建築指導課
電話 0276-47-1837 (直通)

定期報告の対象建築物が建築されている地域

館林市

[提出先] 館林市役所 建築課
電話 0276-72-4111 (代表)

定期報告の提出部数

『定期調査報告書』は2部、『定期調査報告概要書』は1部提出してください。2部のうち1部は、後日「定期報告済証」と一緒に返却されます。なお、これまで提出していただいていた「定期検査報告書（建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）」の提出は、平成28年度から不要となりました。

定期報告制度に対するお問い合わせ先

群馬県 県土整備部 建築課 審査指導係

電話 027-226-3703

[群馬県建築行政のページ](#)

[検索](#)

群馬県

前橋市 高崎市
桐生市 伊勢崎市
太田市 館林市